

後期高齢者医療保険料 の軽減について

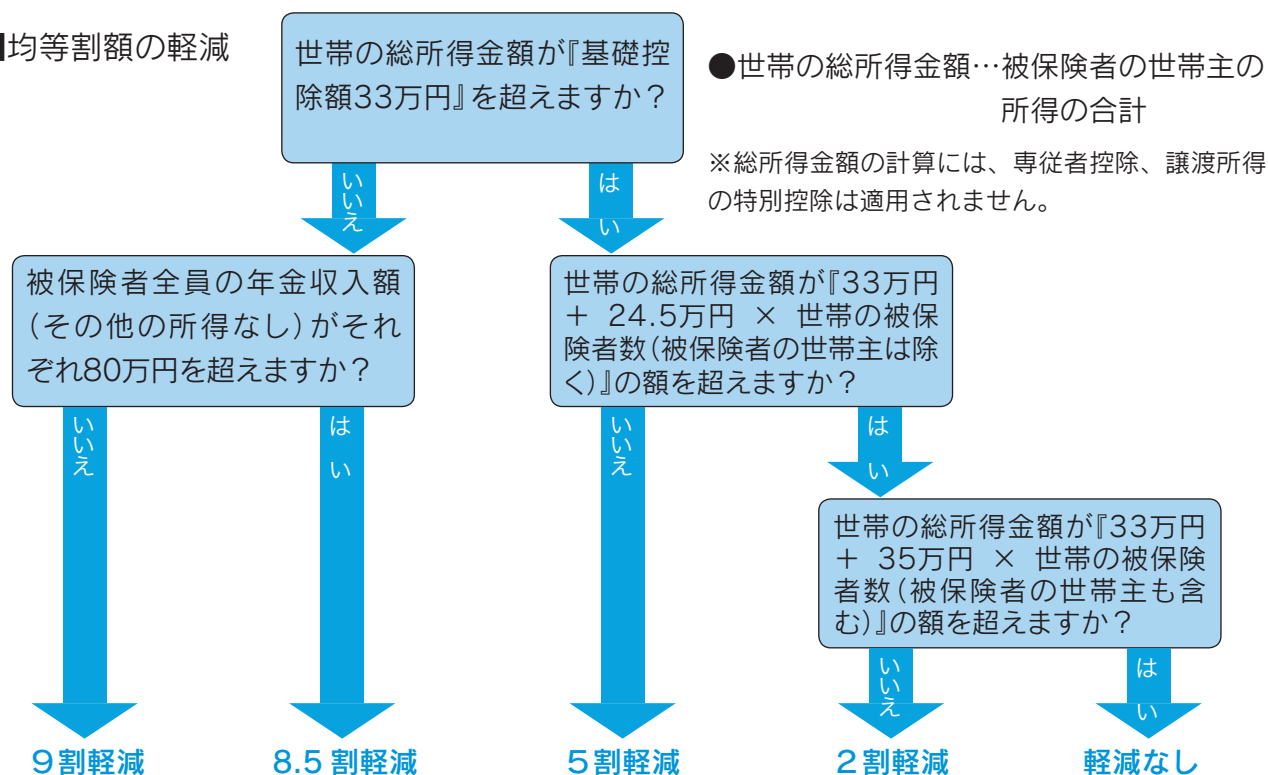
問い合わせ 住民課保険班 ☎78-3113 (内線119)

所得が低い人などは保険料が軽減されます

所得が低い人や被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）加入者に扶養されていた人の保険料は、軽減されます。また、保険料の年額は、均等割額と所得割額の合計で計算されます。

ア. 所得が低い人の軽減

■均等割額の軽減



■所得割額の軽減

被保険者の総所得金額が『33万円 + 58万円』を超えない場合 **5割軽減**

イ. 被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人も、保険料が軽減されます。

特別措置 当分の間は、**均等割額が9割軽減**されます（所得割額は軽減されません）。

対象者 75歳になる誕生日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人。

平成25年度の保険料率

均等割額：47,900円

所得割率：9.26%

保険料額（年額）※上限55万円

均等割額

所得割額 { (総所得金額 - 33万円) × 9.26% }

保険料の
計算方法

町役場裏宅地分譲 さくら団地分譲受付中！

問い合わせ 総務課企画財政班 ☎78-3111 (内217)

現在、役場裏の住宅団地「さくら団地」全53区画を分譲中です。申し込みは随時受け付けています。

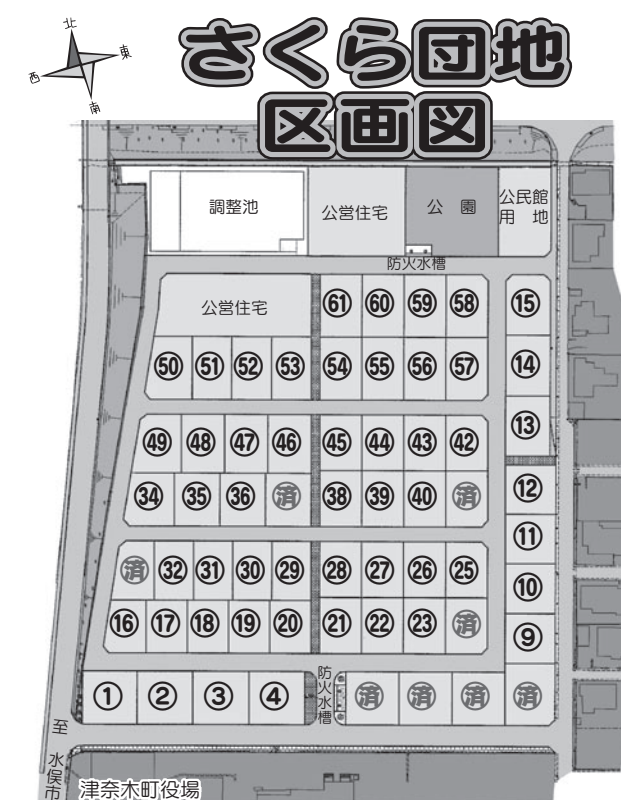
■分譲価格

町ホームページ(http://portal.kumamoto-net.ne.jp/town_tsunagi/)内「さくら団地分譲」でご確認ください。

■申込方法

役場備え付けまたは町ホームページからダウンロードした「分譲申込書」に次の書類を添えて提出してください。

- ①同居をしようとする者全員の住民票
- ②前年の所得証明書または源泉徴収票
- ③滞納がないことを示す納税証明書



新しい補助金をご用意しました

本年度から平成27年度までの期間、次の各種補助金を設けていますので、分譲の際にご活用ください。

▽合併処理浄化槽設置費補助金

【補助内容】

5人槽なら50万円、7人槽なら70万円、10人槽(2世帯住宅)なら100万円を補助

【担当課】

振興課管理班 ☎78-3112(内227)

▽子育て支援補助金

【補助内容】

購入世帯で中学生以下の子ども1人につき、分譲価格に対し5%を補助

【担当課】

総務課企画財政班 ☎78-3111(内219)

▽分譲地定住促進事業補助金

【補助内容】

新築または外構工事を町内業者が施工した場合に上限50万円を補助

【担当課】

総務課企画財政班 ☎78-3111(内219)

▽住宅用太陽光発電システム補助金

【補助内容】

1kwあたり4万円(上限16万円)を補助

【担当課】

総務課企画財政班 ☎78-3111(内219)